

【仲介会社用】

年 月 日

三井不動産リアルティ株式会社 御中

住 所

氏 名

印

守 秘 義 務 誓 約 書

当社は、末尾記載の不動産（以下「本物件」といいます。）について、第3条に定める情報（以下「機密情報」といいます。）の提供を受けるにあたり、以下の各条項に従い取り扱うことに同意します。

第1条 （使用目的）

当社は、貴社から提供を受けた機密情報を本物件の媒介を行う目的（以下「本目的」といいます。）として使用し、それ以外の目的で使用致しません。

第2条 （反社会的勢力の排除）

当社は、貴社に対し、次に掲げる事項を確約します。

- （1）自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと
- （2）自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。）が反社会的勢力ではないこと
- （3）反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本誓約書を差し入れるものでないこと
- （4）自らまたは第三者を利用して、貴社に対する脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為を行わないこと
- （5）自らまたは第三者を利用して、偽計もしくは威力を用いて貴社の業務を妨害し、または信用を毀損する行為を行わないこと

2. 当社に前項の確約に反する事実が判明したことにより、貴社が当社との取引を中止したとしても、当社は、貴社に対し、当社に生じた損害の賠償または損失の補償を請求いたしません。

第3条 （機密情報の定義）

機密情報とは、本物件に関して貴社から提供を受けた書面、電子その他の媒体による一切の情報をいいます。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については除外します。

- （1）貴社から提供を受けた時点で、公知であるもの

- (2) 貴社から提供を受けた時点に、既に当社が保有していたもの
- (3) 貴社から提供を受けた後に、当社の責によらず公知となったもの
- (4) 秘密保持義務を負うことのない第三者から正当に入手したもの

第4条 (秘密保持義務)

当社は、機密情報の漏洩、盗用、改竄その他これに類する行為をしません。

2. 当社は、機密情報の漏洩、盗用、改ざんその他これに類する行為の防止に必要な措置を講じます。

3. 当社は、機密情報について、法令（金融商品取引法のインサイダー取引規制を含みますがこれに限りません。）の定めに従い、適切に管理します。

4. 当社は、自己の役員・従業員に対し、その在職中および退職後においても、本誓約書に定める義務を履行しなければならないことを教育・訓練により周知徹底し、当該役員・従業員に対する必要かつ適切な監督を行います。

第5条 (第三者への提供・開示の禁止)

当社は、貴社の事前の書面（電子メールを含みます。）による承諾なしに機密情報の全部または一部を第三者に提供・開示しません。

2. 前項にかかわらず、本目的に照らし必要な範囲において当社の取締役、従業員、本物件の購入検討者、会計士、税理士、弁護士等に対して機密情報を開示できるものとします。ただし、当社はこれらの者に対して本誓約書と同等の守秘義務を負わせるものとします。

3. 第1項にかかわらず、官公庁・裁判所・行政等の公的機関から正当なる権限に基づき機密情報の開示を求められた場合、当社は当該機関に機密情報を開示できるものとします。

4. 当社は、貴社の事前の書面による承認を得ていても、第三者に機密情報を開示する場合は本誓約書と同等の守秘義務を当該第三者に課すものとします。

第6条 (機密情報の複写・複製等)

当社は、機密情報を本目的の範囲を超えて複写・複製、または二次的な機密情報のデータ等への加工・利用を行わないものとします。また、複写・複製された機密情報についても本誓約書のとおり守秘義務を負うものとします。

第7条 (機密情報の返却・破棄等)

当社は、貴社から請求があった場合、速やかに機密情報（複写・複製物を含みます。）を適正かつ完全に、貴社の指示に従い返却または消去するものとします。また、貴社から請求がある場合、それを証する書面を貴社に提出するものとします。

第8条 （機密情報の漏洩等の事故が発生した場合の措置）

当社は、機密情報の漏洩、紛失、毀損その他の事故を知った場合またはその恐れが生じた場合、直ちにその旨を貴社に通知し、かつ、その拡大を防止するための適切な処置をとります。

第9条 （損害賠償）

当社が本誓約書に違反し、これにより貴社が損害をこうむった場合、当社は、その損害につき賠償責任を負うものとします。

第10条 （有効期間）

当社は、本誓約書を差し入れた日から1年間守秘義務を負うものとします。ただし、本誓約書失効後も公知となった情報を除き、機密情報を第三者に開示しないものとします。

以上

対象不動産

名 称：元用賀県職員宿舎

所 在：世田谷区用賀一丁目58番8